見童手当の振込先に公金	受取口座を利用する	(利用する場合にチ	ニェック)	※④の欄は記入不要です。	
	N				-

	児童手当・特例給付 認定請求書					受付確認年月日					住民記録		不足書類						
九里子曰 "竹冽杯				3/174 1 3						番						□戸籍謄本  □保険証			
									番号			号				□口座振替依頼書 □戸籍附票 □別居監護申立書 □パスポート			
	渋 名	<b>)区長殿</b>													Ж	生 転入	口加州亚政中	T. 1 1/	.74.
-141	出年月日	年 月	I B	旧类毛业。	ナ)よみになり	日の割点	を請求しま	<u> -</u>							1		その他(		,
170	四年月日	年 月	1 1	児里于白。	人は特別福	竹の総定	を   雨水しま	9 0		ž	受付(			)	新規(	)	ての他(		,
	(ふりがな)															④支払希望金融	機関(請求者名彰	<b>隻のものに限る</b>	)
	①氏名						②生年		<b>F</b>			③配偶者		有・無			銀行		
請	UK4						月日	1	年	月	П	の有無					信用金属		
		_							L pro la								信用組合	ì	支店
	@n-~	<b>干</b>		電話	(	( )			ア. 被用者 (厚生年金等加入の会社員等		<b>昌</b>			金	融機関コード		支店コード		
求	⑤住所	渋谷区									<i>ਜ</i> )			)					
								⑥職業 イ. 公務員(勤務先: ウ. 被用者等でない者				,	種別	普通・当座	口座番号				
		(上欄と異なる場合	)							年金等加入	(者等)					養人氏名			
者	1月1日時点の						2									記載のと			
	住所						⑦個人 番号	<u>.</u>								タカナ又 ファベッ			
							т								,	(1)			
	(ふりがな)													(⑤と異)	なる場合)				
							⑩生年			_		<b>①住</b>	所						
配偶	⑨氏名						月日	1	年	月	日								
者等																	電話	(	)
	O YEST ALLS	ア・被用者										1月1日	日時点	(上欄と	異なる場合	主)			
	⑫職業	イ. 公務員(勤務先 ウ. 被用者等でない		)	③個人都	持													
	الح)	)がな)	· <del>···</del>			海外留学を している場	╅╾┶╼┕╴		IDI aba	o Dest		L		ω⊢># Φ	u.⇒I	In the 1 to BR for the	outs de this to the	3歳以上小学	小学校修了後
			続柄	生年月日	同居 別居	・ している場 の 出国年月		(另	児里 削居の場合	の住所 は住所を記	记入)			監護の 有無	生計 関係	児童との関係で、 該当する場合に○	3歳未満の児	校修了前の児 童〇印	中学校修了前 の児童〇印
	氏名														• 未成年後見人		里〇印	の児里〇印	
				年 月 日 同		11	請求者と同じ・(				)			有・無	同一	・父母指定者			
				, ,	- 14 %	'   月								13 7/1/	維持	<ul> <li>同居父母</li> </ul>			
14)						年										・未成年後見人			
児				年 月 日 同・別			請求者と同	同じ・(			)			有・無	同一	• 父母指定者			
						月									維持	• 同居父母			
童						年									同一	• 未成年後見人			
				年 月	日 同・別	IJ	請求者と同	同じ・ (					)	有・無	•	• 父母指定者			
						月									維持	・同居父母			
						年							,		同一	・未成年後見人			
				年 月	日同・別	1	請求者と同	ij C • (					)	有・無	維持	・父母指定者			
	ア	厚生年金保険		イ.国民年金	<u>,                                      </u>	月							韧宁。	却下年月日		• 同居父母 支給開始年月	区分	=	手当月額
		,		1.国以十3	4				有	• 無	認知		HE AL	#F1 T71	-	人们仍知了八		3歳未満	-1/1 tb(
※以下の共済組合の組合員である場合は括弧内に○を記入			員で 記ぇ									下							
	入している しっ D年金制度	てください。	此人	ウ.その他			うち70歳以	上の同一生	生計配偶者	及び							・児童手当	3歳以上	
A11.	(一) 工工的 (文	)私立学校教	聯昌壯落	(		)	老人扶養親族	の合計数		\ <u></u>	控	除後	の所	得額	所 得	制限限度額	• 特例給付	中学生	
		)国家公務員	共済					年分所	得額										
	年分	)地方公務員	寺共済					控			円		除	円		円		計	円
審所	得の合言	十 額 雑 損	控 隊	* 額	医療費:	空除額	小規		業共	済	障	害 者		除客	[ ] 寡	婦(夫)・茧	力 労 学 生	_	律
査 ///		円		円			<b>4</b>			円					円		円		80,000円
•		•		•													•		

## 注意

- 1 ①の欄は、請求者が個人である場合は氏名を、法人である場合は法人名及び代表者氏名を記入してください。
- 2 ⑤の欄は、請求者が個人である場合は住民票上の住所を、法人である場合は主たる事務所の所在地を上欄に記入してください。 また、請求者が個人であり、本年(1月から5月までの月分については、前年をいいます。)1月1日に他の市町村(特別区を含みます。以下同様です。)に住所を有 していた場合は、当該住所を下欄に記入してください。
- 3 ⑦の欄は、請求者が個人である場合のみ12桁の個人番号を記入してください。
- 4 ②、③、⑥、⑤の欄は、請求者が法人である場合は記入する必要はありません。
- 5 ⑨、⑩、⑪、⑫、⑬の欄は、2人以上で児童を養育(監護し、かつ、生計を同じくするかまたは生計を維持することをいいます。以下同様です。) している場合に記入し てください。「配偶者等」とは、児童を養育をする配偶者、未成年後見人等をいいます。なお、配偶者には、児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、請求者と 事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含みます。
- ⑪の欄は、配偶者等が他の市町村に住所を有する場合に住民票上の住所を上欄に記入してください。また、配偶者等が本年(1月から5月までの月分については、 前年をいいます。) 1月1日に上欄と異なる市町村に住所を有していた場合は、当該住所を下欄に記入してください。
- 6 ⑭の欄は、請求者が養育をする18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子について、記入してください。
- 7 児童が海外に留学している場合は、⑪の「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているか(出国した年月)を記入してください。
- 8 ⑭の「生計関係」の欄は、次によって記入してください。
- ア 「同一」は、児童が請求者自身の子である場合や請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、請求者がその子と生計を同じくしているときに○で囲んで ください。
- イ 「維持」は、児童が請求者自身の子でない場合で、請求者がその子の生計を維持しているときに○で囲んでください。
- 9 ⑤の欄は、請求者の請求の日における公的年金制度の加入の状況について、次により記入してください。
- アー加入している公的年金制度について、「ア」から「ウ」までのいずれか該当するものを○で囲んでください。「ウ」を○で囲んだ場合は、( )内にその年金の-名称を記入してください。
- イ 「ア」を○で囲んだ場合で、第四種被保険者又は高齢任意加入被保険者(これらの者が保険料を自ら全額負担している場合に限ります。)であるときは、当該欄 の余白に「四種」又は「高任」と記入してください。
- 10 この請求書には、次の書類を添えて提出してください。なお、当該書類により証明すべき事実を公簿等(マイナンバー制度による情報連携を含みます。)によって
- 市町村長(特別区の区長を含みます。以下同様です。)が確認することができるときは、当該書類は省略することができます。 ア 児童が他の市町村に住所を有する場合は、その児童の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、その児童が世帯主である場合にはその旨、その児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの
- 児童が海外に留学している場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを 目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類
- ウ 児童が請求者自身の子であり、請求者がその児童と別居している場合は、請求者のその児童に対する養育の状況を明らかにすることができる書類
- エ 請求者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類 オ 請求者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
- カ 児童が請求者自身の子でない場合は、父母とその児童との養育関係及び請求者とその児童との養育関係を明らかにすることができる書類(請求者が未成年後見人
- 又は父母指定者である場合を除く。) 生計を同じくしない配偶者等と別居し、児童と同居している場合は、当該事実を明らかにすることができる書類 請求者が本年(1月から5月までの月分については、前年をいいます。)1月1日に他の市町村に住所を有していた場合は、請求者の前年(1月から5月までの 月分については、前々年をいいます。)の所得の額と、その所得に係る市町村民税又は特別区民税における同一生計配偶者及び扶養親族の有無と数についての市町 村長の証明書
- ケ 請求者が被用者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類
- コ 請求者が寡婦(寡夫)控除のみなし適用の申請を行う場合は、その事実を明らかにすることができる書類